

令和3年第4回

北広島市教育委員会会議録

日時：令和3年3月23日（火）

15時00分～16時05分

場所：市役所3階会議室

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	教育長報告・・・・・・・・	1～2
日程第3	議案第1号 北広島市学校教育情報化推進計画について・・・・・・・・	2
	議案第2号 北広島市学校ICT活用推進計画について・・・・・・・・	3
	議案第3号 北広島市芸術文化振興プラン（第2次）について・・・・・・・・	3～4
	議案第4号 北広島市子どもの読書活動推進計画（第3次）について・・・・・・・・	4
	議案第5号 北広島市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	5
	議案第6号 北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について・・	5～7
	議案第7号 北広島市高等学校等入学準備金支給規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	7～8
	議案第8号 北広島市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	8
	議案第9号 北広島市教育委員会私有自動車公用使用規程の一部を改正する訓令について・・・・・・・・	8～9
	議案第10号 北広島市学校評議員等運営委員会交付金交付要綱等の一部を改正する要綱について・・・・・・・・	9～10
	議案第11号 北広島市教育振興基本計画策定懇談会開催要綱を廃止する要綱について・・・・・・・・	11
	議案第12号 市議会臨時会提出議案について・・・・・・・・	11～12
	議案第13号 令和3年4月1日付け北広島市教育委員会事務局職員の人事異動について【非公開】・・・・・・・・	12～14
	議案第14号 指導主事の任命について【非公開】・・・・・・・・	14
	議案第15号 令和3年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について【非公開】・・・・・・・・	14～15
	議案第16号 教職員の任用に関する内申について【非公開】・・・・・・・・	15
	議案第17号 北広島市文化財保護審議会委員の委嘱について【非公開】・・・・・・・・	16
日程第4	そ の 他 （1）史跡旧島松駅逦所保存活用計画（案）について・・	16～17
	（2）次回の教育委員会の日程について・・・・・・・・	17
閉会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・	17

出席者	教育長	吉田孝志	説明員	教育部長	千葉直樹
	教育委員	大山秀之		教育部理事	津谷昌樹
	(教育長職務代			教育総務課長	下野直章
	理者)	成田郁久美		学校教育課長	河合一
	教育委員	石上浩子		小中一貫・教育施策推進課長	富田英禎
傍聴人	なし	高山隆二	社会教育課長	吉田智樹	
			文化課長	笹森和宏	
			エコミュージアムセンター長	丸毛直樹	
			学校給食センター長兼参事	岡謙一	
			エコミュージアムセンター主査	畠誠	
			文化課主任	太田小華	
			教育総務課主任	田中加奈	
			記録員		

開会 15時00分

(議 事 の 経 過)

◎開会宣言

○吉田教育長 ただいまから、令和3年第4回教育委員会会議を開会いたします。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名委員の指名について

○吉田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、石上委員を指名いたします。

○吉田教育長 日程第2に入ります前に、本日は、議案第13号から第17号までが教育委員会会議規則第16条第1号及び第3号に該当いたしますことから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎日程第2 教育長報告

○吉田教育長 日程第2、教育長報告に入らせていただきます。

○吉田教育長 今回は、教育長報告として2点、報告させていただきます。

まず始めに、GIGAスクール構想の推進についてであります。学習者用端末、電源キャビネットの設置工事、ローカルブレイクアウトによる新たな教育用インターネット回線の設置工事等につきましては、3月12日(金)までに各学校において納入等が完了したところであります。

また、GIGAスクールサポーターによる支援として、3月17日(水)に東部中学校、3月23日(火)に西部小学校において、それぞれ市立学校の教職員を対象とした集合研修を実施したところであります。

次に、令和2年度北広島市青少年健全育成大会アンビシャス・フォーラムについてであります。新型コロナウイルス感染症に係る北海道の集中対策期間であることを踏まえ、オンライン形式により開催したところであります。

当日は、星槎道都大学の由水教授より、きたひろしまアンビシャス4ルールを元にしたスマートフォンなどのメディア利用時の注意点やネット利用の危険性について講演していただき、続いて、各学校におけるアンビシャス4ルールの活用状況について、各中学校の代表生徒による意見交換を

行ったところであります。

代表生徒からは、アンビシャス4ルールを学校内で周知させるために「生徒会掲示板を活用し周知する」、「インターネットの利用の約束を作り、プリントを配布する」などの意見があったところ
です。

アンビシャス・フォーラムの様子については、各学校において活用できるようDVDに収録し貸
出しするとともに、広く周知をはかるため、教育委員の皆様をはじめ、PTA連合会、民生委員児
童委員、各地区青少年健全育成連絡協議会の皆様にも貸出しを行ったところであります。

○吉田教育長 以上、教育長報告として2点、報告させていただきました。皆さんからご質問等ござ
いますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それでは、教育長報告につきましては、承認とさせていただきます。

◎日程第3 ○議案第1号 北広島市学校教育情報化推進計画について

○吉田教育長 続きまして、日程第3、議事に入ります。議案第1号、北広島市学校教育情報化推進
計画につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○下野教育総務課長 議案第1号、北広島市学校教育情報化推進計画についてであります。別冊1
のとおり策定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第1号の規定に基づき、教育
委員会の議決を求めるものであります。

本計画につきましては、2月3日開催の第2回教育委員会会議、3月4日開催の総合教育会議に
おいてご説明させていただきましたとおり、中長期的な視点にたち本市の学校教育の情報化を推進
するため、市立学校のICT環境の整備等の方向性を明らかにするものであります。

内容の詳細につきましては、これまでご説明させていただいておりますので割愛させていただき
ますが、今後、本計画を基に、持続可能な整備が継続できるよう計画的な整備を進めていくもので
あります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第1号、北広島市学校教育情報化推進計画につきまして、ご質疑等ご
ざいますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第1号、北広島市学校教育情報化推進計画につしま
して、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第1号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第2号 北広島市学校ICT活用推進計画について

○吉田教育長 続きまして、議案第2号、北広島市学校ICT活用推進計画につきまして、説明をお願いいたします。

○下野教育総務課長 議案第2号、北広島市学校ICT活用推進計画についてであります。別冊2のとおり策定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

本計画につきましては、2月3日開催の第2回教育委員会会議、3月4日開催の総合教育会議においてご説明させていただきましたとおり、中長期的な視点にたち、1人1台端末を前提とした学びの変容にチャレンジするための具体的な計画として策定するものであります。

内容の詳細につきましては、これまでご説明させていただいておりますので割愛させていただきますが、今後、本計画を基に、各学校においてICT活用推進委員を中心とした組織的な取組や校内研修を実施していただくとともに、市教委、学校、北海道や北広島市教育研究会等の関係機関と連携し、ICTの活用を推進していくものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第2号、北広島市学校ICT活用推進計画につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第2号、北広島市学校ICT活用推進計画につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第2号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第3号 北広島市芸術文化振興プラン(第2次)について

○吉田教育長 続きまして、議案第3号、北広島市芸術文化振興プラン(第2次)につきまして、説明をお願いいたします。

○笹森文化課長 議案第3号、北広島市芸術文化振興プラン(第2次)についてであります。別冊3のとおり決定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

北広島市芸術文化振興プラン(第2次)(案)につきましては、1月26日開催の第1回教育委員会会議において議決をいただいたところであります。

その後、本案につきまして、パブリックコメントを2月5日から3月6日まで実施しましたが、意見等はなく、計画書案の変更はなかったところであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第3号、北広島市芸術文化振興プラン（第2次）につきまして、ご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第3号、北広島市芸術文化振興プラン（第2次）につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第3号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第4号 北広島市子どもの読書活動推進計画（第3次）について

○吉田教育長 続きまして、議案第4号、北広島市子どもの読書活動推進計画（第3次）につきまして、説明をお願いいたします。

○笹森文化課長 議案第4号、北広島市子どもの読書活動推進計画（第3次）についてであります。別冊4のとおり決定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

北広島市子どもの読書活動推進計画（第3次）（案）につきましては、昨年12月22日開催の教育委員会会議議において議決をいただいたところであります。

その後、本案につきまして、パブリックコメントを2月1日から3月2日まで実施したところ、1名の方から3件の意見等があったところであります。

内容につきましては、お手元に配布のパブリックコメントの結果のとおりであります。

全体貸出冊数減少の要因、第2次推進計画において有効であった方策、及び非有効的であった方策等、資料編のデータに関する質問であり、計画書案の本文中に記載している内容であることから、計画書案の変更はなかったところであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第4号、北広島市子どもの読書活動推進計画（第3次）につきまして、ご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第4号、北広島市子どもの読書活動推進計画（第3次）につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第4号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第5号 北広島市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第5号、北広島市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則につきまして、説明をお願いいたします。

○下野教育総務課長 議案第5号、北広島市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則についてありますが、別紙のとおり規則の一部を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

議案書8ページをご覧ください。

このたびの改正は、4月からスタートします「北広島市教育振興基本計画（2021－2030）」の「政策9、開かれた教育行政の推進、確かな教育行政の運営」及び新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ所要の改正を行うものであります。

改正の内容についてであります。改正前の第3条第3号において、これまで満12歳に満たない者の傍聴を認めておりませんでした。これを削除し広く公開できるようにするものであります。次に、改正後の第4条として、新型コロナウイルス感染症の感染対策など傍聴人等の安全確保の必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができるようにするものであります。

なお、この規則は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第5号、北広島市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第5号、北広島市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第5号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第6号 北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第6号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、説明をお願いいたします。

○河合学校教育課長 議案第6号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則についてありますが、別紙のとおり規則の一部を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの規則改正は、石狩教育局長通知に基づき、主幹教諭を配置する際の主任等の配置に係る例外規定を設けること、また、文部科学省通知に基づき、感染症や災害の発生等の非常時にやむ

を得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について、同時双方向型のオンラインを活用した学習指導等を実施したと校長が認める場合、「特例の授業」として指導要録に記載することとされたことに伴い、所要の見直しを行うものであります。

規則の主な改正内容につきましては、議案書10ページをご覧ください。

まず、第4条の2の主任等の配置につきましては、主幹教諭が校務分掌間の調整の役割を十分果たすことができる場合で、教務主任などの主任等を置かず主幹教諭に主任等の担当する校務を担当することが可能となるよう、見直すものであります。

次に、11ページ以降の指導要録の様式につきましては、この度の文部科学省通知に基づき新たに追加されたものであり、小学校用と中学校用でそれぞれ、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等について、実施日数や方法を記録するものであります。

なお、この規則は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第6号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

○吉田教育長 主任等の配置に係る規則改正につきましては、主幹教諭のいる学校で、教務主任も発令でき、兼ねる場合は発令しなくてもよいということですね。したがって、主幹教諭配置校に教務主任がいる場合といない場合があるという理解でよろしいでしょうか。

○河合学校教育課長 主幹教諭がいる学校については、そのような特例的な扱いができるということです。

○吉田教育長 それ以外は、従来通りということですね。

○河合学校教育課長 そうです。

○吉田教育長 指導要録の様式の改正につきまして、特例の授業の記載項目が増えたという説明がありましたけれども、新たに様式が追加されたということですね。議案書に記載しております様式に加えて、本日お配りしております別紙に記載の様式を合わせてご確認いただければと思います。

○下野教育総務課長 議案書には今回追加となった一部分の様式のみ記載されておりますが、正式には、様式9から様式9-6までの一式改正となりますので、変更部分以外につきまして、別紙資料として本日配布させていただいております。

○吉田教育長 今回追加された様式は、双方向型のオンライン授業を行った場合、何日行ったか、参加した様子などを記入することとなっております。GIGAスクール構想の推進に伴い、そのような授業を行った場合に備えた様式の変更ということですね。

○高山委員 別記だけが新たに1ページ付加されるということよろしいですか。

○下野教育総務課長 そのとおりです。

○吉田教育長 そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第6号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する

規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第6号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第7号 北広島市高等学校等入学準備金支給規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第7号、北広島市高等学校等入学準備金支給規則の一部を改正する規則につきまして、説明をお願いいたします。

○河合学校教育課長 議案第7号、北広島市高等学校等入学準備金支給規則の一部を改正する規則についてであります。別紙のとおり規則の一部を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの規則改正は、就学援助規則の目的との整合を図り、また、支給対象者の定義を明確化し、入学準備金支給に係る審査業務の公正の確保と透明性の向上を図るため、所要の見直しを行うものであります。

規則の主な改正内容につきましては、14ページをご覧ください。

まず、第1条の目的につきましては、本入学準備金の支給対象者の多くが、就学援助認定世帯に属することから、就学援助規則の目的との整合を図るとともに、「準ずる者の子弟等」や「有用な人材を育成」といった疑義が生ずるような文言を見直し、保護者の経済的負担を軽減し、もって教育の振興に資するための制度であることを明確にするものであります。

次に、第2条についてであります。私立の高等学校等については授業料が実質無償となり、授業料以外の教育費も公立と同様に支援されていることから、公私に関わらず支給対象者を規定するよう改正するものであり、改正前の第1号から第3号の規定を改正後の第1号のとおり、ア「就学援助規則に基づく要保護者又は準要保護者」又はイ「前年度の市民税が非課税又は均等割のみ課税されている世帯に属する者」のいずれかの者として、対象者を明確化するものであります。

次に、別記様式の申請書につきましては、このたびの規則改正に係る文言整理と記入箇所の簡素化を図るものであります。

なお、この規則は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第7号、北広島市高等学校等入学準備金支給規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第7号、北広島市高等学校等入学準備金支給規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第7号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第8号 北広島市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第8号、北広島市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則につきまして、説明をお願いいたします。

○富田小中一貫・教育施策推進課長 議案第8号、北広島市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則についてであります。別紙のとおり規則の一部を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

このたびの規則改正についてであります。現行の規則においては、委嘱した委員が欠員になった場合、補欠の委員に関する任期の定めはありましたが、当初の委嘱が定員に満たない学校運営協議会について、追加で委員を委嘱する場合の任期の定めがなかったことから、既に委嘱している委員と任期をそろえることとし、所要の改正を行うものであります。

なお、この規則は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第8号、北広島市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第8号、北広島市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第8号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第9号 北広島市教育委員会私有自動車公用使用規程の一部を改正する訓令について

○吉田教育長 続きまして、議案第9号、北広島市教育委員会私有自動車公用使用規程の一部を改正する訓令につきまして、説明をお願いいたします。

○下野教育総務課長 議案第9号、北広島市教育委員会私有自動車公用使用規程の一部を改正する訓令についてであります。別紙のとおり規程の一部を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

このたびの改正は、市監査委員からの指摘を踏まえ、第6条第2号の使用を許可できない要件について、これまで違反の軽重を問わず不許可としておりましたが、この定めを首長部局と同じく厳格化するほか所要の文言整理を行うものであります。

なお、この訓令は、令和3年4月1日から施行するものであります。
以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第9号、北広島市教育委員会私有自動車公用使用規程の一部を改正する訓令につきまして、ご質疑等ございますか。

○吉田教育長 監査委員からの指摘内容について教えてください。

○下野教育総務課長 改正前は、交通事故及び交通違反などがあった場合、私有自動車を公用使用することを許可しておりませんでした。交通違反でいえば、例えば、10キロメートルの速度オーバーなどに該当した場合もすぐに許可を取り消さなければいけなかったのですが、市の規程よりも教育委員会の規程の方が厳しすぎるということで、首長部局と合わせ、懲戒処分を受けたり、免許取消しや免許の停止など重大な違反を犯した場合に限定した方が良いのではないかという指摘を受け、そのように改正することとしたところです。

○吉田教育長 ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第9号、北広島市教育委員会私有自動車公用使用規程の一部を改正する訓令につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第9号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第10号 北広島市学校評議員等運営委員会交付金交付要綱等の一部を
改正する要綱について

○吉田教育長 続きまして、議案第10号、北広島市学校評議員等運営委員会交付金交付要綱等の一部を改正する要綱につきまして、説明をお願いいたします。

○河合学校教育課長 議案第10号、北広島市学校評議員等運営委員会交付金交付要綱等の一部を改正する要綱についてであります。別紙のとおり要綱の一部を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

この度の要綱改正は、北広島市補助金等交付規則並びに運用基準等に基づき、学校教育課が所管する補助金等の交付に係る事務の適性化を図るため、所要の見直しを行うものであり、改正する要綱は、(1)北広島市学校評議員等運営委員会交付金交付要綱、(2)北広島市PTA連合会補助金交付要綱、(3)北広島市青少年健全育成連絡協議会補助金交付要綱の3本であります。

要綱の主な改正内容につきましては、21ページからをご覧ください。

まず、第1条の北広島市学校評議員等運営委員会交付金交付要綱についてであります。第6条の交付決定の条件につきましては、経費配分や事業内容を変更する場合は教育長の承認が必要であることを新たに追加するものであります。軽微な変更は除かれることから、交付決定の条件の中

に、軽微な変更の内容を明記するものであり、他の二つの補助金交付要綱においても同様の規定を追加するものであります。

次に、別表につきましては交付対象経費を定めたものでありますが、補助金等交付マニュアルに定める区分を基本として、交付事業の実態に則した分類を定めるため見直すものであり、他の二つの補助金交付要綱においても同様に見直すものであります。

次に、22ページ、第2条の北広島市PTA連合会補助金交付要綱についてであります。第1条の目的につきましては、市P連は、市内各学校の単位PTAの連絡調整を図り、市内教育の振興に寄与することを目的として活動していることから、補助金を交付する目的をより明確にするため見直すものであります。

次に、23ページ、第3条の北広島市青少年健全育成連絡協議会補助金交付要綱についてであります。第1条の目的につきましては、各地区健連協が実施する活動と事業の実態を踏まえ、補助金を交付する目的をより明確にするため見直すものであります。

次に、第5条の補助率につきましては、補助対象経費の2分の1以内とすることが原則であります。運用基準上、「補助率を定めて交付することが、その性格上なじまない補助金については、この限りでない。」とされており、健連協が実施する活動及び事業の高い公益性や行政補完的役割に鑑み、補助率を定めないことを明記し、実際の事務との整合を図るものであります。

なお、この要綱は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第10号、北広島市学校評議員等運営委員会交付金交付要綱等の一部を改正する要綱につきまして、ご質疑等ございますか。

○吉田教育長 補助率について、補助対象経費の2分の1以内が原則ですが、記載に基づいて補助率を定めないことを明記するということでしたけれども、特に問題はないということでしょうか。

○河合学校教育課長 はい。先ほど提案理由の中にもありましたが、原則は2分の1以内となっているところでありますが、財政課で示している運用基準の中に、2分の1などの割合を決めて交付することがその交付金の性質上なじまないものについてはこの限りではないとなっています。今回の青少年健全育成連絡協議会については、地域における青少年の健全育成等、行政の補完的な業務をされていることを鑑みて、細かい補助率を設けないことにしております。

○吉田教育長 そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第10号、北広島市学校評議員等運営委員会交付金交付要綱等の一部を改正する要綱につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第10号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第11号 北広島市教育振興基本計画策定懇談会開催要綱を廃止する要綱について

○吉田教育長 続きまして、議案第11号、北広島市教育振興基本計画策定懇談会開催要綱を廃止する要綱につきまして、説明をお願いいたします。

○富田小中一貫・教育施策推進課長 議案第11号、北広島市教育振興基本計画策定懇談会開催要綱を廃止する要綱についてであります。令和3年度からを計画期間とする「北広島市教育振興基本計画(2021-2030)」の策定を終了したことから、同計画策定懇談会の開催要綱を廃止するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

なお、廃止期日は、令和3年4月1日とするものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第11号、北広島市教育振興基本計画策定懇談会開催要綱を廃止する要綱につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第11号、北広島市教育振興基本計画策定懇談会開催要綱を廃止する要綱につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第11号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第12号 市議会臨時会提出議案について

(令和3年度北広島市一般会計補正予算)

○吉田教育長 続きまして、議案第12号、市議会定例会提出議案につきまして、説明をお願いいたします。

○下野教育総務課長 議案第12号、市議会臨時会提出議案についてであります。令和3年第2回臨時会に令和3年度北広島市一般会計補正予算を提出することについて、市長から意見を求められましたので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第6号の規定により、教育委員会の議決を求めます。

補正予算の内容についてであります。議案書28ページをご覧ください。

まず始めに、歳出補正予算についてであります。総務費、総務管理費、防災費、新型コロナウイルス感染症感染予防対策事業につきましては、社会教育施設等の管理、及び社会教育事業等の実施にあたり必要な感染予防対策に必要な消耗品等を購入するため、75万円を増額補正するものであります。

教育総務費、教育振興費、学校ICT環境整備事業につきましては、ICT機器を活用した授業

や校務を一層円滑化させるために、今年度導入する学習者用コンピュータと同等のものを小中学校の教職員分443台を購入するため、5,111万1千円を増額補正するものであります。

同じく、教育振興費、児童生徒の心のケア事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることから、引き続き児童生徒の心のケアのため心の教室相談員及びスクールカウンセラーの配置時間数を増加するため、514万7千円を増額補正するものであります。

次に、社会教育費、文化施設維持管理費、文化施設感染対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品等の購入及びネットワーク機材を導入するため、530万3千円を増額補正するものであり、歳出補正予算の合計は、6,231万1千円となるものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症感染予防対策事業、学校ICT環境整備事業、文化施設感染対策事業につきましては、第1回定例会に向け補正予算を要求したものであります。年度当初から執行する必要がないとの理由から議案提出にいたっておらず、今回再度要求するものであります。

続きまして、歳入についてであります。国庫支出金、教育費国庫補助金、社会教育費補助金、文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業補助金として247万6千円、地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として5,468万8千円を増額補正するものであり、歳入補正予算の合計は5,716万4千円となるものであります。

なお、この補正予算の内容につきましては、現在、要求レベルであり、今後、理事者の査定を経て最終確定となりますので、ご了承をお願いいたします。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第12号、市議会臨時会提出議案につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第12号、市議会臨時会提出議案につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第12号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第13号 令和3年4月1日付け北広島市教育委員会事務局職員の
人事異動について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

○議案第14号 指導主事の任命について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

○議案第15号 令和3年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

○議案第16号 教職員の任用に関する内申について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

○議案第17号 北広島市文化財保護審議会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

◎日程第4 その他

○吉田教育長 日程第4、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○津谷教育部理事 事務局から、史跡旧島松駅通所保存活用計画(案)について、次回の教育委員会の日程について、の2点についてお諮りいたします。

はじめに、史跡旧島松駅通所保存活用計画(案)について、担当の丸毛エコミュージアムセンター長からご説明いたします。

○丸毛エコミュージアムセンター長 史跡旧島松駅通所保存活用計画(案)についてであります。本計画は、これまで史跡旧島松駅通所保存活用計画策定委員会におきまして素案を策定し、計画内容につきまして文化庁より内容について指導助言を求めてまいりましたが、この度、計画内容につきまして一定の確認を得ることができましたことから、本日、保存活用計画(案)としてお示し

せていただいたものであります。

今回お示しした史跡旧島松駅通所保存活用計画（案）について、委員の皆様より確認を頂き、最終的な文化庁との協議を行った後、文化財保護法に基づく文化庁長官の認定を得るための申請を行う運びと考えております。

今後、本計画（案）につきまして、文化庁との最終的な調整が整いました段階で、あらためて教育委員会会議において計画をお諮りいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○吉田教育長 ただいま説明がありました、史跡旧島松駅通所保存活用計画（案）につきまして、ご質疑等ございますか。

○吉田教育長 この後、文化庁との最終調整がうまくいけば大体予定通りで動けるのですか。

○丸毛エコミュージアムセンター長 今回提示させていただいた計画（案）をもとに、文化庁から十分な指導、助言をいただきながら成案を作りますので、最終的に計画を文化庁に提出し、認定いただく段階ではスムーズにいきますよう、進めていきたいと考えております。

○吉田教育長 そのほか何かございせんか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 続きまして、次回会議の日程につきまして、説明をお願いいたします。

○津谷教育部理事 次回第5回教育委員会会議についてであります。4月21日（水）、時間は15時00分から市役所4階会議室で開催させていただきたいと思っております。

議案は、各附属機関の委員の委嘱について等を予定しております。

以上であります。

○吉田教育長 次回は、4月21日（水）、時間は15時から市役所4階会議室で開催ということで皆さまよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎閉会宣言

○吉田教育長 以上で第4回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

16時05分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長

署 名 委 員
